

令和7年度 第1回四万十町いじめ問題対策連絡協議会（会議録 要旨）

1. 日 時 令和8年2月26日（木）14:00～15:00

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 多目的小ホール

3. 出席者

本協議会を組織する機関及び団体からの出席者

四万十町小中学校長会	副会長（川口小学校長）	大崎 幸
四万十町小中学校長会	副会長（十和中学校長）	岩井 崇通
四万十町小中学校PTA連絡協議会	会長	田村 皓哉
高知県窪川警察署	少年補導主任	朝比奈 佑樹
高知県幡多児童相談所	所長	有澤 真由美
高知地方法務局 須崎支局	支局長	藤原 哲朗
四万十町	副町長	森 武士
四万十町教育委員会	教育長職務代理人	谷口 和史
事務局（四万十町教育委員会）		
教育次長・課長	川上 武史	学校教育課 副課長 真城 和也
学校教育課教育対策監	浜口 千茶	

4. 傍聴者 0名

5. 日 程

1_開 会

2_会議の公開、会議録の作成及び公表について

3_会長（四万十町副町長）挨拶

4_委員の紹介

5_会長職務代理者の指名 : 四万十町小中学校長会 副会長 岩井 崇通

6_議 事

(1) 四万十町いじめ防止基本等に関する取組について

(2) 四万十町の現状について

(3) 意見交換

7_その他

8_閉会

6. 資料

- 【1】いじめ防止対策推進法（概要）
- 【2】四万十町いじめ防止対策推進法施行条例
- 【3】四万十町いじめ防止基本方針
- 【4-1】いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要
- 【4-2】いじめ重大事態に対する平時からの備え
- 【5-1】SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた各教育委員会に対する緊急の対応要請について
- 【5-2】SNS上の暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けたこどもの暴力行為・いじめに係る緊急対応について
- 【6】児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針について
- 【7】高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（経過）

7. 会議録

1_開会

事務局 : ただいまより、第1回四万十町いじめ問題対策連絡協議会を開会します。

2_会議の公開、会議録の作成及び公表について

事務局 : 会議は、公開で行いますが、個別の事案に係る協議は、非公開とすることができます。会議録は、事務局である教育委員会で作成するため、会の内容を録音させていただきますので、ご了承をお願いします。

会議録については、要約して作成し、本町のホームページで公開させていただきます。作成にあたり表現等の確認のため、出席委員の皆さまに確認の上、調整していきますので、ご協力をお願いします。

なお、情報公開の趣旨に沿って、発言者等のお名前を掲載したいと考えていますが、ご出席の皆様のご了承を得るようにしています。ご了承いただきたいと考えていますが、問題ないでしょうか？

出席者 : 異議なし

事務局 : それでは、会議録は、お名前を掲載する形で作成します。

次に、会長挨拶として、副町長をお願いします。

3_会長（四万十町副町長）挨拶

会 長 : 皆様こんにちは、副町長の森と申します。まず初めに教育委員会の状況ですが、皆様ご承知のように山脇前教育長が昨年末退職され、その後谷口職務代理、川上次長、その他職員の皆様には大変負担がかかっている状況です。

そんな中、2月も間もなく終わるということで、今度の日曜日には窪川高校、四万十高校の卒業式があります。7日には町内中学校の卒業式、そして19日には教職員の人事異動の発令、前後して小学校の卒業式があります。週末を挟み3月22日にはさらに川口小学校の閉校式があり、大きな行事が続いている状況です。また先ほど副課長から本日の会議は1時間30分という時間設定を聞いておりますが、できれば1時間程度で進めていきたいと思っております。

この会議につきましては、後ほど事務局から詳しい経過説明があるかと思っておりますが、2011年、東日本大震災が起こった年に大津市で中学校2年生が同級生のいじめを受けてマンションから飛び降り自殺をしたという大きなショッキングな出来事があり、その翌々年にいじめ防止対策推進法が制定され、町の方も国の法律を受け、四万十町はいじめ防止対策推進法施行条例を制定しております。

その条例の第4条の中で本日の連絡会議といった位置づけをしておりまして、大きな狙いというのは当然、いじめに関する情報共有を関係機関でしっかりと図っていくということになっております。

町内に目を向けた時には、大きないじめのケースというのは町長部局の方にも聞こえてきておりませんが、やはり気になるのは不登校といった部分があります。そういったことについても後ほど事務局の方から説明がありますので、今日は限られた時間ではありますが、忌憚のない意見交換が出来ればと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

事務局：続きます、委員の紹介に移ります。本会議については、出席いただける方をもち、委員とする取り扱いとしています。出席者の名簿の順に自己紹介をお願いします。

4_委員の紹介

- 出席者、事務局の順で自己紹介を行う。

5_会長職務代理者の指名

- 会長が、岩井 崇通氏を指名。

事務局：これより、規定に基づき、会長に議事の進行をお願いします。

6_議事

会長：議題（１）四万十町いじめ防止等に関する取組について、事務局からの説明を求めます。

事務局：「（１）四万十町いじめ防止等に関する取組」について、法律の概要を資料【1】、条例の概要を資料【2】、R7 改定四万十町いじめ防止基本方針の概要を資料【3】で説明、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要を資料【4-1】、いじめ重大事態に対する平時からの備えを資料【4-2】、SNS 上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた各教育委員会に対する緊急の対応要請について資料【5-1】、SNS 上の暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けたこどもの暴力行為・いじめに係る緊急対応について資料【5-2】、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針について資料【6】で説明。

会長：事務局より資料1から6までの説明がありましたが、質問はありますか。

出席者：（質問なし）

会長：では、四万十町の現状についてということで、資料7の説明をお願いします。ここからは非公開になります。

[非公開]

会長：他になければ（3）意見交換の方に移りたいと思います。川口小学校の大崎校長よりいじめ防止の取り組みの報告をお願いします。

大崎委員：では川口小学校のいじめ防止の取り組みについての報告です。初めに、いじめの定義を載せています。資料の1にもありましたので、見ていただけたらと思います。本人が嫌だと感じているものをいじめとしています。この定義を踏まえて、今年度本校のいじめの認知件数は今の時点で4件です。そのうち3件は些細なことで、友達に不都合なことを指摘されて八つ当たりするとかすぐに解決できることで、残りの1件も似たようなことですが、理由が携帯電話のラインでのやり取りがきっかけだったので、この件については後で少し触れます。

次は取り組みについてですが、大きな柱は未然防止、早期発見、早期対応の3点としています。これらを個人の教職員の努力に任せるのではなく、学校として組織的な対応としています。では、3点について順番に説明させていただきます。

まず、未然防止について、いじめに向かわせないための土場づくりとして次の3点に注目しています。

1、コミュニケーションと集団づくりについて。全校で取り組む行事や道徳の授業、特別活動などを通じて児童が身の回りの問題について主体的に話し合い、解決しよう

とすること、そのような風土をつくることを大事にしながらお互いの良さを認め合う学級経営に努めています。そして学校生活のいろいろな場面において、人と関わる機会や体験活動を取り入れ、人の感情や痛みを共感的に受け止めて想像できる感受性を育てよう取り組んでいます。本年度の体験活動・交流活動は、車いすラグビーの池透暢選手との交流、ボッチャというスポーツを体験したり、漁業体験、炭焼き体験、6年生においては東又小学校と合同で修学旅行に行き、来年からの統合に向けて全校児童が窪川小学校の児童と交流したり、閉校にあたり地域の方にお礼の訪問などして来ました。川口小学校は小規模校ですので、子ども達は保育所の頃から人間関係が変わらないという環境の中におり、できるだけ多くの人に出会って交流して、人を知ることによって限定的な役割と関係性に縛られない柔軟な視点を養うことがいじめを生まない、温かい風土づくりの基盤となると考えています。続いて未然防止の2つ目、教職員の情報共有です。トラブルの有る無しに関わらず、毎回の職員会で児童の様子について情報共有する時間を設けています。小さな職場ですので、職員会を通さなくても全員知っていることもあるが、全員理解度にばらつきがでない、一人の職員だけ伝わっていないということを避けるために職員会の共有は大事にしています。次に未然防止の3つ目、SNS 教室の実施。情報モラル教室として、昨年度に引き続き今年度も少年補導センターに依頼して SNS 教室をしました。6年生が中学校に入学前の3学期に実施しようと思っていたが、初めにお伝えしたラインがきっかけのトラブルが発生したため、急遽12月に実施しました。子ども達が自分の発信に責任をもってトラブルを未然に防ぐ、適切に活用する力を身に着けることを目的としています。

続いて、早期発見について、いじめをいち早く察知し見逃さないための取り組みです。早期発見の一つ目は、QU アンケートによる実態把握です。1学期、2学期と一回ずつ、年二回実施する QU アンケートは、結果を分析し、その後職員会で具体的な対応策を全教職員で共有し、学級経営や担任以外の教職員の参考として活用しています。これにより学級内の満足度を数値でとらえ、潜在的な人間関係の歪みを早期発見することに繋がっています。早期発見の二つ目は、スクールカウンセラーによる全校児童との個人面談を実施しています。スクールカウンセラーが本年度は年間16日来ています。ひと月に1、2回のペースで、来た時には授業を含め学校生活全般を見ていただき、今年は3回全校児童との個人面談を実施しました。担任が把握しきれなかった小さな悩み、違和感をスクールカウンセラーがすくい上げてくれる体制を整えています。三つ目は、日常の観察と共有。先ほど未然防止の取り組みの所で職員会でも情報共有の話をしてきましたが、いつも担任だけの報告だけではなく、担任以外のどんな立場でも気になることがあれば発言するようにしています。教職員は普段の子どもの様子を把握していることで、何かあった時に変化に気づきやすくなり、早期発見に繋がると考えています。続いて早期対応、いじめの疑いが生じた場合の対応です。

1つ目は、速やかな報告と組織対応。把握した教職員は、管理職に報告し、事実確認や児童への指導、保護者への報告など行います。もし、重大事態が発生した場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、教育委員会への報告も含め関係機関と連携しながら対応していきます。初めにもお伝えしたように、特定の担任が抱え込むのではなく、チームで事実確認と指導を決定します。2つ目は、被害児童への保護と加害児童への指導です。被害児童の安全を最優先し、加害児童に対してはしっかりと指導を行うとともに、その背景にある課題に寄り添った継続的な指導と助言を行います。以上です。

会 長 : 続きまして、十和中岩井校長には、中学校として小学校とは違う取り組みの報告をお願いします。

岩井委員 : 川口小学校から報告がありましたが、中学校も特に変わったことは無いのですが、教職員の情報共有という辺りでは、毎朝の職朝の中で朝の生徒の出欠状況、気になることがある場合などは状況の共有をしています。日常の観察と共有が早期発見であると小学校からも話がありましたが、小学校は主に担任が関わることが多いと思いますが、中学校は授業の方も教科担当ということで、一日のうちで結構複数の教員が関わったりすることが多いので、学級担任、教科の担当、部活動の顧問、その辺り生徒と関わりの多い教員からの情報共有など対策としています。

会 長 : ありがとうございます。小中学校それぞれの取り組み事案でした。大崎先生、岩井先生もそうですが、小学校の子どものスマートフォンについて何パーセントぐらい持っているのですか。

大崎委員 : この間聞いたところでは、欠席者はいましたが5、6年生で12名のうち8名が自分のものを持っているということでした。最近買ってもらったと思います。

会 長 : 5、6年生で12分の8。5年生から下は。

大崎委員 : 2年生しかいないので、持っていないです。

会 長 : 中学生は。

岩井委員 : きちんとした数字はすぐには言えませんが、学校には持ってくることはないですが、家ではほぼ100パーセントに近い数です。家に帰ってからの過ごし方で、以前、自分たちの頃はテレビを見たり漫画を読んだりが多かったですが、今は、部活動から帰ってお風呂入って食事したら、おそらくずっとスマホを握りしめて寝るまでは生活している状況だと思いますので、ほぼ持っていると思います。

会 長 : 中学校は部活の関係で親との迎えのやり取りで必要性はあると思うが小学校ではね。そういった両学校の報告がありましたが、ご質問、ご意見、感想等ありませんか。

田村委員 : SNSは便利な面、使い方を正しくしないとトラブルの原因となるので、そういう教育をどんどんしていったほうがよいと思います。今は上級生が持っているということは、他の学校も同じような状況だと思いますので。

朝比奈委員 : 警察という立場で言わせていただくと、少年に関しては「少年の健全育成」が掲げられており、少年を検挙、逮捕するだけでなく、健全な道に進ませてあげることが第一事項という規定もあります。

私も刑事経験が長いことから、逮捕せざるを得ないという状況であれば、逮捕もし、取り調べ等所要の捜査を行います。

我々、警察組織が、危惧している点は「学校、教育委員会等から、警察に報告が上がってくるまでにタイムラグがある」ということです。

元々、組織の成り立ちも違い、考え方も異なっているので致し方ないことですが、警察組織が、事件に関する話を認知した場合、被害者の保護、犯人の検挙を考えます。

仮に、児童ポルノ事件で、少年が、同級生の裸を撮影したとなると、被害者保護の観点からも、携帯電話、画像データ等の証拠品を早期に押収する等の捜査も必要になります。

警察に、事件情報提供等すれば、警察主導で動き始め、学校側にその負担を強いることになり、苦勞をかけると思います。

学校の方針と警察のやりたいことが別なので仕方のないことですが、できれば、警察に情報提供等をするをためらわれないでいただきたいです。

特に、SNS、携帯電話等、インターネットに関する事件は、早期に携帯電話の回収等、元データの回収は必要不可欠ですので、これ以上被害を起こさないためにも、早期に行いたい捜査であります。

しかし、教育機関だけでは、無理矢理、携帯電話を押収して中身を見る等は難しいと思うので、警察で法律に則り、やっていかなければいけないと思います。

話はかわりますが、学校側、教育委員会等が認知している案件で、学校等で問題解決ができず、後々、警察に当該案件が相談されることが散見されます。

警察としても、認知した以上、学校等からの言い分だけでは判断できないこともあるので、再度、当該少年等呼び出して、取り調べ等をする必要があります。

少年の取り調べを行うにあたって、ある程度の理由が必要で、少年の親から承諾を得る必要があります。

親の中では、学校に話を聞かれて終わっているのに、どうして警察が話を聞く必要があるのかと反発を受けることもあります。

事件になるかどうかは別として、早期に情報提供をいただければ、協議の上、対応することも可能だと思います。

各機関と警察も迅速に連携して、対応していく必要があると思いますので、各機関の考えもあると思いますが、協力をよろしくお願いします。

会 長 : 組織上の大きな違いが要因だというお話ですね。有澤所長は。

有澤委員 : 幡多児相の方としましては、いじめとか不登校とかの理由での相談というのは特にはないです。最近関わった非行性の中学生がいて、その子が不登校傾向だとよく聞きましたが、その子に関しては勉強についていきにくくなったり、そこで先生とのやりとりで怒られて行きにくくなったなど、わりとはっきりした理由の中での事かなと捉えています。今中学生以上の子どもを保護した時に、一番のネックは携帯を預けたくないという理由で、親は同意していても子どもの方が保護されるのを嫌がるという傾向が結構多いです。ただ実際預かると、児童相談所の中の一時保護所であったり、管内の施設であったり、もう諦めてしまえば無くても生活できると感じているようですが、ただ入口の所でどうしても携帯を離したくないとそういう傾向はあります。

会 長 : 藤原支局長どうですか。

藤原委員 : 法務局の方では、人権擁護機関ということで、相談窓口を設置しており、各種相談対応を行っています。その中で人権侵害がされたという申告があれば、調査を行い、人権侵害の事実が確認できれば、相応の措置を行うこととしています。

学校に通う児童に関しては、「こどもの人権SOSミニレター」というものがありまして、それを各学校に配布して設置してもらい、親や先生に言いにくいといったことについて、設置している手紙に相談したいことを書いてもらって、切手なしで法務局まで送付できるものとなっています。また、現在、児童・生徒に対して一人1台の端末が配布されているということで、その端末の中にも法務局の人権相談専用のアプリが入っています。

これらの相談ツールを利用して、児童・生徒から相談があった場合、法務局で個別に対応することとなっています。

SNSにおける誹謗中傷については、先日、法務省民事局からも文書が発出されていましたが、法務局がSNS事案に関する相談機関、人権侵犯があった際の対応機関であることを周知することとされています。

SNSによる誹謗中傷の相談があった場合は、基本的には各個人において削除要請を行ってもらうこととなっていて、要請先や手順についてアドバイスさせていただきます。

各種相談の中で、児童・生徒に関する相談があった場合、その内容が刑事事件になりそうな場合は警察に相談し、対応していただくことがベストですが、それ以外の場合は、まず、法務局に相談いただき、法務局のみで対応できない場合は各種機関と連携して対応していくこととしており、先ほど申しましたが削除要請についてもその方法等をアドバイスすることができますので、これらのことについて、各学校で児童・生徒に対しご紹介していただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 : 貴重な情報、ありがとうございました。先ほど PTA 会長より SNS の使い方教室など大事ではないか、川口小学校では補導センターを講師に迎えて使い方教室をやっているということですが、そういった SNS、携帯の使い方について、各学校が主体的にやっていて、教育委員会はどういう立ち位置ですか。

事務局 : 情報モラル教育については、出来るだけ外部機関と連携した取り組みはしていただくようにはお願いしています。学校によっては県のサポートセンターだったり、人権課と連携で派遣していただく事業であったり、町の補導センターの事業だったり、学校によってどの機関と連携したことについては、いろいろと決められているが、是非、学校内ではなく、外部と連携した教室であることを改めて今回もお願いしたところです。

会 長 : 実際の子どもの普及率は中学校では 100 パーセントに近いですし、小学校でも半分以上なので。特にオリンピックでも叩かれたというニュースも聞くし、そういったことも町をあげて、各機関と連携して適切な使い方というところは取り組んでいく必要があると改めて感じたことです。

特に両校の発表についてご意見はありませんか。

7_その他

事務局 : いろいろなお話、ありがとうございました。SNS に関しては、ご意見にあったように、モラル的なところをやっていく必要があるという事で、いろいろな事例が起こっている中、先日あったことは多分警察にもいっていると思いますが、窪川中学校で一件例がありまして、内容はともかく委員会として感じたのは、保護者に学校側が、生徒が起こしたことを話したら、保護者がそんなことぐらいでわざわざ警察に言うなんてと、保護者のモラル的なところのハードルが非常に低いところがあって、そのような環境の中で子ども達が見て育っているの、子ども達向けのモラル教育をしても、普段接している保護者のハードルが低ければ、そこまで高くないだろうと思うところもあり、やはり社会全体として取り組んでいかなければいけないところですし、SNS 上で不適切なものを投稿することが、どんな影響がまわりまわって起こっていくかを保護者が想像力が働かないのかと思っています。実際、この前の話しもそうでしたが、モラル教育をやるのは児童生徒だけではなく、保護者、会長もおられますが、PTA の方でも取り組んでいただきたいと思います。また、朝比奈主任の方からもあった通り、学校現場で SNS だけではなくいじめのこともそうですが、事象があった時には速やかに警察に相談するという事を、事案にはよりますが保護者にも年度当初にとっていただくようになっていきます。県の方からも通達が来ましたので、先ほども話しがありましたように、警察に話しを持って行くのにタイムラグもあり、保護者に了解をとらないと警察にも相談できないとなると、了解とるだけに時間がかかるなど、ハードルが高くなっていくようなところもあるので、そのあたりを少しでも下げていくような取り組みとして、全部の学校に対して事前に保護者に了解を取っておくというような取り組みも来年度から始まりますので、少しずつではありますがハードルも下がっていくのではと思っています。学警連の取り組みなども含めて、いろいろな事が起こりますので、警察、関係機関と連携をとっていきたいと考えているところです。

会 長 : 今日の意見交換、非常に有意義な短時間で意見交換できたと思います。次長の方から総括的なまとめもしていただきました。冒頭 1 時間とっておりましたので、以上で本日の会議は閉じたいと思います。特に川口小学校の大崎校長先生、閉校を控えて

大変忙しい状況になるかと思えます。その他の出席者の皆様、年度末を控えて忙しいかと思えますけども、また来年この時期に年に一度の会議、このいじめ問題対策連絡協議会がありますので、中身も引き継ぎをしていただければと思えます。以上でこの会を閉じたいと思えます。ありがとうございました。